

断熱化・省エネ化 防災減災改修

のリフォームを応援します！

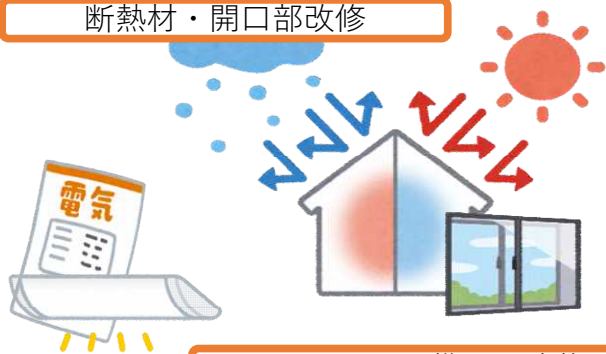
令和
7年度

秋田県住宅リフォーム推進事業

秋田県では、断熱化・省エネ化・水害の防災減災改修を支援しています。
住宅のリフォームや増改築をお考えの方は、ぜひ、ご活用ください！

断熱・省エネ改修

断熱材・開口部改修



L E D 照明設備への改修

ユニットバスへの改修

熱交換型換気扇への改修

防災減災改修



開口部止水板設置工事

床下換気口止水板設置工事

逆流防止弁・枳設置工事

【対象者】次の全てを満たす方

- ・ 申請者(配偶者)、それらの親、祖父母、子もしくは孫のいずれかが対象住宅を所有している
- ・ 申請者(配偶者)、それらの親、祖父母、子もしくは孫のいずれかが対象住宅に居住している

【対象住宅】断熱化・省エネ化：一戸建て(共同住宅可) 防災減災改修：一戸建て

【対象工事】50万円以上のリフォーム・増改築工事

補助対象額の**10%**、最大**8万円**補助します！

※ 県内に本店を有する建設業者等と工事請負契約を締結する工事が対象となります。

※ 令和7年4月1日以降に完了し、令和8年3月13日まで完了実績報告ができる工事が対象となります。

※ リフォーム工事をする場合は、資格者によるアスベスト事前調査が義務化され、発注者に費用負担の責務が生じています。**工事請負契約に含まれるアスベスト事前調査費は補助対象工事費に算入できます。**

介護保険制度を利用してユニットバスへ改修しますが、
補助の対象になりますか？

→ 補助対象となります。

国の住宅リフォームの補助制度と一緒に利用できますか？

→ 同一工事を重複して申請しないように整理することで、利用
できます。

例えば、開口部の改修は国のリフォーム補助制度を活用して、
ユニットバスの設置は県のリフォーム推進事業をする場合です。



詳しくは、お近くの県地域振興局建築課までお電話ください

鹿角 TEL.0186-23-2311

由利 TEL.0184-27-1777

北秋田 TEL.0186-63-2531

仙北 TEL.0187-63-3124

山本 TEL.0185-52-6103

平鹿 TEL.0182-32-6206

秋田 TEL.018-860-3491

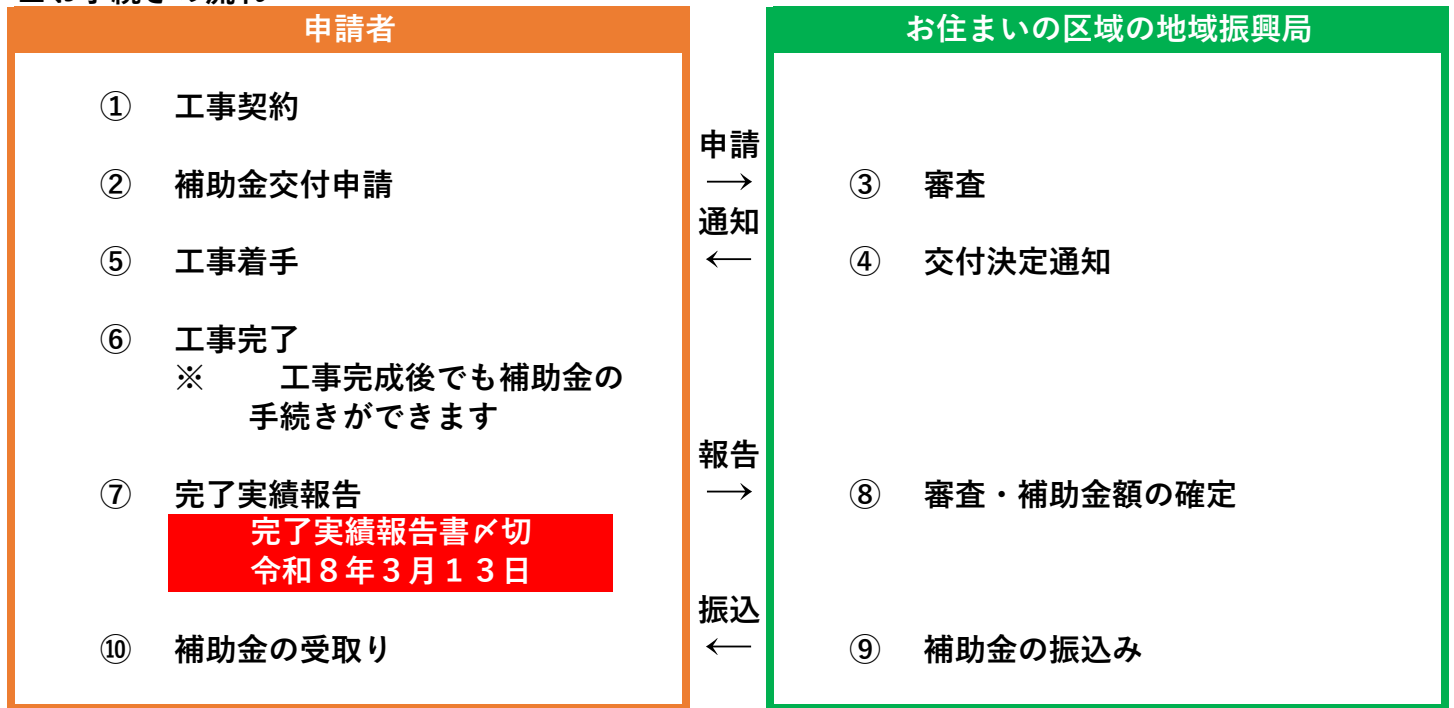
雄勝 TEL.0183-73-6166



※市町村が実施する住宅リフォーム補助については、各市町村にお問い合わせ願います。

県リフォーム事業HP

■お手続きの流れ



■提出書類一覧

断熱・省エネ		防災減災改修	
補助金交付申請	☒ 補助金交付申請書（様式第5号）	☒ 補助金交付申請書（様式第5号）	
	☒ ●工事請負契約書又は請書の写し	☒ ●工事請負契約書又は請書の写し	
	☒ ●工事内訳明細書の写し	☒ ●工事内訳明細書の写し	
	☒ 補助対象工事を行う住宅の外観写真	☒ 補助対象工事を行う住宅の外観写真	
	☒ ●工事部分の着手前の写真	☒ ●工事部分の着手前の写真	
	☒ 振込先口座の確認書類の写し	☒ 振込先口座の確認書類の写し	
	☒ その他知事が必要と認める書類	☒ その他知事が必要と認める書類	
	(併用住宅の場合)		
	☒ 住宅の延べ面積が1/2以上であることがわかる図面		
	(増改築工事などの建築確認申請が必要な場合)		
☒ 確認済証の写し			
(申請者と住宅居住者が異なる場合)			
☒ 居住者の住民票			
☒ 申請者と居住者の親子関係が確認できる戸籍謄本			
完了実績報告	☒ 完了実績報告書（様式第9条）	☒ 完了実績報告書（様式第9条）	
	☒ 補助対象工事部分の施工中の写真	☒ 補助対象工事部分の施工中の写真	
	☒ 補助対象工事部分の施工後の写真	☒ 補助対象工事部分の施工後の写真	
	☒ 領収書の写し	☒ 領収書の写し	
	☒ 補助金交付請求書（様式第14号）	☒ 補助金交付請求書（様式第14号）	
	(増改築工事などの建築確認申請が必要な場合)		
	☒ 検査済証の写し		
	(工事後に転居する場合)		
	☒ 転居後の住民票謄本		
	(工事内容の変更により補助金額が変更となる場合)		
☒ 補助金交付申請添付書類のうち変更後の●印の書類			
(断熱改修工事を行った場合)			
☒ 使用した断熱材の種類等が確認できる書類（出荷証明書等）			
(熱交換型換気扇設備講習工事を行った場合)			
☒ 設置した換気機器の温度（顕熱）交換効率が確認できる書類（製品仕様書等）			
(LED照明設備改修工事を行った場合)			
☒ 設置した照明機器の光源が確認できる書類（製品仕様書等）			